

令和4年白老町議会定例会10月会議会議録（第1号）

令和4年10月31日（月曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時35分

○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 行政報告

第 4 報告第 3号 専決処分の報告について

（令和4年度白老町一般会計補正予算（第7号））

第 5 議案第 1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第8号）

第 6 報告第 1号 専決処分の報告について

（工事請負契約の金額の変更について）

第 7 報告第 2号 専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

第 8 承認第 1号 派遣承認について

○会議に付した事件

報告第 3号 専決処分の報告について

（令和4年度白老町一般会計補正予算（第7号））

議案第 1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第8号）

報告第 1号 専決処分の報告について

（工事請負契約の金額の変更について）

報告第 2号 専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

承認第 1号 派遣承認について

○出席議員（14名）

1番 久保一美君

2番 広地紀彰君

3番 佐藤雄大君

4番 貳又聖規君

5番 西田祐子君

6番 前田博之君

7番 森哲也君

8番 大淵紀夫君

9番 吉谷一孝君

10番 小西秀延君

11番 及川保君

12番 長谷川かおり君

13番 氏家裕治君

14番 松田謙吾君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

9 番 吉 谷 一 孝 君 1 0 番 小 西 秀 延 君
1 1 番 及 川 保 君

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 田 安 彦 君
副 町 長	古 俣 博 之 君
副 町 長	竹 田 敏 雄 君
教 育 長	安 藤 尚 志 君
企 画 財 政 課 長	大 塩 英 男 君
政 策 推 進 課 長	富 川 英 孝 君
産 業 経 済 課 長	工 藤 智 寿 君
産 業 経 済 課 参 事	齋 藤 大 輔 君
町 民 課 長	久 保 雅 計 君
税 務 課 長	本 間 弘 樹 君
建 設 課 長	瀬 賀 重 史 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
子 育 て 支 援 課 長	渡 邊 博 子 君
高 齢 者 介 護 課 長	山 本 康 正 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	伊 藤 信 幸 君
消 防 長	後 藤 悟 君
病 院 事 務 課 長	村 上 弘 光 君
総 務 課 主 幹	森 誠 一 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 主 査	小山内 恵 君
書 記	小野寺 修 男 君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日10月31日は休会の日ですが、議事の都合により、特に令和4年白老町議会定例会10月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により議長において、9番、吉谷一孝議員、10番、小西秀延議員、11番、及川保議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、10月27日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、10月27日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和4年白老町議会定例会は、明年1月5日まで休会中ですが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により10月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は、令和4年白老町議会定例会10月会議の運営の件であります。まず、10月27日に議案説明会を開催し、10月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取扱いについて協議を行いました。

本定例会10月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、各会計の補正予算1件、専決処分の報告3件の議案4件であります。

また、議会関係として、議員の派遣承認1件を予定しております。

このことから、10月会議の再開は、本日1日間としたところであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（松田謙吾君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和4年白老町議会定例会10月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

初めに、「企業版ふるさと納税」を通じた寄附の受領についてであります。このたび、グループ会社が本町字森野において黒毛和牛の肥育やいちごの栽培、レストランを運営されているご縁から、札幌市に本社を置く梨湖フーズ株式会社より、企業版ふるさと納税制度を通じて、「若者の移住・定住促進」が図られるようにと100万円の寄附をいただきました。

本寄附は、本町の企業版ふるさと納税制度による初めての寄附となり、今後、趣旨に沿った具体的な事業の検討を進めてまいります。併せて、さらなる寄附の獲得に向け営業活動やPRの強化を図り、本制度が真に地域活力の創生につながるよう努めてまいります。

次に、仙台藩白老元陣屋の「北海道遺産」選定についてであります。去る10月13日、北海道民が次の世代へ大切に引き継ぎたい自然、歴史、文化、生活、産業など有形・無形の宝物としての「北海道遺産」に仙台藩白老元陣屋が選定され、11月23日に北海道知事出席のもとNPO法人北海道遺産協議会主催による選定証授与式が執り行われることとなりました。

仙台藩白老元陣屋は、幕末に北方警備のため仙台藩が白老に築いた貴重な陣屋跡であることから、本町においては併設する元陣屋資料館とともにその保存と活用を図ってまいりましたが、これまで地域住民や関係団体の深いご理解に加え、資料館活動の充実や、陣屋跡における保存活用計画の策定、ウポポイ開業に伴う入館者の増加もあり、白老元陣屋の価値が大きく見直され、高く評価されたものであります。

これからは、地域遺産の普及啓発と担い手支援を行う北海道遺産協議会と連携し、仙台藩が白老で育んだアイヌ民族と和人の歴史を広く道内外に向けて発信するとともに、史跡の本質的価値に磨きをかける取り組みを進めてまいります。

なお、本10月会議には、議案1件、報告3件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） 行政報告はこれで終わります。

○議長（松田謙吾君） 次の日程に入ります前に、お諮りいたします。

議案の内容等により、先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思います。と思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

◎報告第3号 専決処分の報告について（令和4年度白老町一般会計補正予算（第7号））

○議長（松田謙吾君） 日程第4、報告第3号 専決処分の報告について（令和4年度白老町一般会計補正予算（第7号））を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書報3-1をお開きください。報告第3号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月27日提出。白老町長。

記、第5号 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。

次のページ、報3-2をお開きください。専決処分書です。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和4年10月10日専決。白老町長。

令和4年度白老町一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度白老町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億761万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

◎議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第8号）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第8号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書議1-1をお開きください。議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第8号）。

令和4年度白老町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,614万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億4,376万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月27日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 質問がないようですので、何点か質問させていただきます。

まず、手元に今日資料の提出がありました。ありがとうございます。これを基にして質問したいと思います。

9ページの3款民生費、1項1目社会福祉総務費、（1）物価高騰緊急支援非課税世帯臨時特別給付事業についてです。これに関連して、その後の給付事業についても触れたいと思います。何点かあるのですが、まず、給付事業は3回目ということになります。ここでいう非課税世帯、議案では非課税世帯となっていますが、町民税の均等割の部分だと思うのですが、町民の中で非課税世帯ということを理解されていない方が少なくありません。そこで改めて聞きますが、町民税の均等割非課税世帯対象者とは、どのような条件に当てはまる人なのか。所得割と均等割がありますが、同列に考えたら「なぜ」という人がいるのです。分かりやすく説明してほしいと思います。

もう1点、議案説明会で全然説明がなかったのですが、今日の資料には町民税非課税世帯以外に家計急変世帯とあります。私も初めて見るのですが、ホームページには出ているのかもしれませんが、資料を見ると家計急変世帯というのは数が少ないのです。今回の見込み分も数値に含まれているのか。それと、給付要件の認定の方法と周知はどのようにしているのか。私は目にすることがないのだけれど、ただ町があなたは該当するかもしれないのか、あるいは本人が申請しなければいけないのか。申請するのに一般の人は分からないです。この周知の方法、あるいは認定の仕方が見えないのです。これはどのようにになっているのか伺います。

もう1点は、先般の議案説明会で非課税世帯臨時特別給付金の世帯が3,595世帯とありました。今回は3,800世帯となっていますが、間違っているのでしょうか。この数字を白老町の現状の中でどうあるかということを見なければいけないのです。そこで、国勢調査での町の全世帯数に対するこの非課税世帯の3,595世帯は何割に相当するのか。この3点を伺います。

○議長（松田謙吾君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず、非課税世帯の条件でございます。町道民税の非課税世帯ということで、均等割につきましては単身又は扶養親族がいない場合につきましては、収入額が93万円、所得に直しますと38万円以下の方が均等割

非課税になります。また、扶養家族が多い少ないで影響が出てくるのですが、配偶者のみを扶養している場合には収入額は137万8,000円、所得に直しますと82万8,000円、さらに障がい者、未成年者、寡婦（寡夫）、ひとり親の場合は収入額が204万3,000円、所得に直しますと135万円までは非課税になります。年金の場合は65歳未満、65歳以上で計算が変わりますので割愛をさせていただきます。

続いて、家計急変世帯についてでございます。今までの非課税世帯の場合にはコロナウイルスの影響で家計が急変しということでございます。ですから、コロナウイルスの影響で売り上げが減少したとか、コロナウイルスの影響で会社が倒産したとか、そのような明確な理由が必要でございまして、それは本人からの申告又は給与明細書などの提出により判断をさせていただいております。今回、電力・ガス・食料品等物価高騰緊急支援給付金につきましては、コロナウイルスの影響というものが書かれておりませんので、予期せず家計が急変し非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯ということで、若干今までより件数は増えるのではないかと予測しております。周知の方法につきましては、ホームページでの周知と広報12月号にその旨、家計急変世帯の説明も含めて掲載する予定でございます。

きちんとした世帯数を押さえておりませんが、国勢調査では5割弱が非課税世帯となると認識しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 分かりました。3番目に言った非課税世帯の割合、これは今言われたように国勢調査を基準にすると5割弱と答弁されましたが、47%くらいで約半分です。約半数が住民税非課税世帯になっているのです。

次に、同時に今日の補正予算で上がっていますが、高齢者・障がい者生活支援給付金、子育て世帯生活支援臨時給付金、一次産業事業者物価高騰支援事業、それぞれの対象者が今の答弁にもあったように住民税非課税世帯となっている場合は、この非課税世帯の臨時交付金5万円も全て支給されるのかということです。

もう一つは、今日説明して1月31日まで猶予がありますが、今上げた非課税世帯、子育て世帯、一次産業事業者の申請と支給の時期はいつから始まるのか。それと、高齢者・障がい者生活支援給付金は申請に基づき随時支給するとしていますが、これも申請から何日での支給になるのか。その辺を伺います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 2点目の高齢者・障がい者生活支援給付金の関係、いつから申請を開始するか詳細については担当課長からご答弁させていただきたいと思いますが、総体的なお話でございます。国の臨時交付金事業で非課税世帯への5万円の支給ということで補正予算を提案させていただきました。それとは別に国からコロナの交付金として町の実情に合った事業を構築して実施しなさいということで、先日の議案説明会で青表紙の資料で5事業を提案させていただいたところでございます。

それぞれ町の事業として行う5事業と、国から非課税世帯に5万円。別と言ってはおかしいのですが、非課税世帯で5万円支給される方が、仮にこの高齢者・障がい者生活支援給付金の

対象になりますとプラスして支給されると。具体的に言いますと、非課税世帯の5万円が国から支給され、町からの1万円も支給され、合計で6万円支給されることになります。

○議長（松田謙吾君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） 申請時期及び給付方法についてお答えいたします。今日、補正予算の可決をいただいた後に、本格的に準備に取りかかります。住民税非課税世帯への給付金と、今回の物価高騰緊急支援給付金は全く別物でございますので、可決をいただいた後に給付に向けたシステムの変更等、そのような作業をこれから11月に入ってから行います。できれば11月中には確認書を発送したいと考えていたのですが、システムの変更がどうしても12月当初になってしまうという情報を受けておりまして、12月上旬に該当となる世帯に確認書等を送付いたします。今までと同じように確認書の記載等を確認のうえ返信用封筒で返送していただき、私どものほうへ届いて1週間から2週間で口座への振込みとなりますので、12月上旬に返送していただければ12月中旬にはお手元にお振込みできるということです。また、システムの会社のほうへも1日でも早く抽出できるように依頼しているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） ご質問がありました高齢者・障がい者生活支援給付金事業の申請のある方については、こちらに届いてからその確認等の事務作業を行い、おおむね2、3週間で支給したいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 一次産業事業者物価高騰支援事業の申請についてでございます。こちらにつきましては、今回議会で可決をいただいた後、各農家・林業者・漁業者に通知をしまして申請をいただくようになります。おおむね11月末までには、申請をいただいてすぐに給付させていただく考えでございます。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 高齢者・障がい者生活支援給付金、子育て世帯生活支援臨時給付金、一次産業、農業事業者・林業事業者・漁業事業者の3事業全てなのですが、5万円とは別に1万円となりますので、重複といいますか、一次産業事業者につきましても非課税世帯の5万円をいただけるのであれば1万円を重ねた支給となってございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） かなりの額が白老町で消費されるのかと思います。支給関係について前向きな答弁がありましたが、追って質問させてもらいます。これまでの給付は種々給付事業が実施されて、給付作業の事務処理のノウハウは蓄積されていると思うのです。それよりも1日も早い給付をするべきではないかと思います。今回の給付は年末年始をまたぎますので、その点を十分配慮して受給者側に沿った事業を進めてほしいと思います。担当者はもちろんですが、理事者もそのようなトップダウンがなければ組織もきちんとつくれないと思うのですが、その辺の理事者の考え方を伺います。

以前もそうでしたが、先ほども答弁があったように非課税世帯が全世帯の5割程度なのです。これは理事者も大きく認識してほしいと思うのです。これは町にとって深刻な問題で、注視し

なければならない数値ではないかと私は思っているのです。非課税世帯が町民の多くを占めるということは経済的にひっ迫していることになります。町民の生活水準や経済環境に大きな影響を及ぼすことになると思いますし、その中で町民の方は生活をしていると思います。

そこで、ある意味このことは、言わなくてもいいのですが言わせてもらいますが、急激な人口減少や高齢化層の増大、そして白老町の特色である生産年齢人口の減、これらによってますます非課税世帯が増大していくことが懸念されるのです。私は6月会議でも質問していますが、町民の暮らしの向上や地元産業の育成かつ活性化を図るべき政策化と事業展開が今求められているのです。近々の課題です。明確な答弁は一般質問ではありませんでしたが、私は提言してあります。今取組をされているかどうかは別ですが、そこで町民税非課税世帯が多くを占めていることの認識と町内所得向上に向けての振興策は考えられていますか。先ほど言ったことと今の部分、理事者からの答弁を求めます。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 毎日のようにニュースでもありますように、町民の皆様方の生活は非常にひっ迫した状況が続いているのだらうと町としても強い認識のもと、ご指摘のあったように年末年始もあることですから、今回の給付措置につきましては、本当に早く作業をしっかりと進めて、町民の皆さんが年末年始を乗り越えられるようにしていきたいと考えています。

大きなことで、確かに前田議員から町内の人口減に関わっての捉え方、今後の対応の仕方については質問もいただいておりますことは十分承知しております。

それから、実際に本町の非課税世帯が全世帯の約半数いるという事実を町も認識は強くしていますが、議会の皆様方と共通認識をもう一度図りながら、今後どのようにして本当に町内の町民の暮らし、事業者の今後の事業継続含めて対策をしていかなければならないのか、そこは、今このようなコロナの中における円安、ウクライナの状況も含めて非常に明るみに出てきているのですが、町としましてこの状況を踏まえながら、今後人口減に対応する、生産年齢の減少をどのようにして食い止めるか。今、移住・滞在交流促進協議会で細かい分科会もつくりまして、町のほうへ様々な提言もされてくるように聞いておりますが、そのような声も十分聞きながら、今後予算編成を進めていく中でどのような対応をとれるか十分その辺のところを認識した中で考えてまいりたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 私も前田議員が質問されたとおりでと思います。今回の給付金の考え方ですが、今年度、今まで20万円いただいている世帯もあるのです。今回非課税世帯に対してまた5万円いただけるということで、子育て世帯と一次産業の世帯については手当していますが、それに全く関係のない世帯の方々もいるわけです。その方たちは白老町に税金を納められて、白老町で生産人口として一生懸命頑張っておられる方々ですが、そのような方々が抜け落ちている。自分たちで生活できるから何とか頑張ってくださいということなのかと思うのですが、私の耳には、「私たちはその勘定から外されている。白老町に住んでいて仲間外れにされているような疎外感まで感じてしまう。」という声も何件かいただきました。白老町の中でこれを組み立てていくのであればそのような世帯も仲間に入るような考え方がきちんとなければ白

老町の生産人口、働いている方々、一生懸命努力して税金を納めている方々が一緒になってこの難関に立ち向かっていこう、この苦しい時期を乗り越えていこうという気持ちになれるかということです。白老町に住民票を置いて住んでいたいと思えるようなまちづくりをしていく考え方も必要ではないかと私は思っております。

前田議員がおっしゃったように白老町は非課税世帯が多いですから、そこは手当てをしていくという気持ちも分かりますが、そうではない世帯の人たちもコロナの今回の問題、原油高、いろいろな物価高騰で苦しんでいます。そのようなことも踏まえた政策を今後考えていただきたいと思いますので、理事者の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ご指摘いただいた、今回の給付から漏れる世帯の皆さんに対しての町としてのありようについてどうなのだという事だと思いますが、本当に今の社会情勢から鑑みると、皆さん一律にして困り感は非常に強いものがあると思っています。非課税世帯だから生活が苦しいというわけではなくて、何とか所得を持っている方々も苦しさはあると町としては強く認識してございます。ですから、いろいろな給付事業の中で、ここ、ここという見え方はありますが、この4月から予算を執行している中では、それ以外のところで町民の皆さんがこの状況をしっかりと乗り越えていくためには、今までにさらにプラスアルファの何があるのかということをも町としても十分検討していかなければならないと認識して、今後どのような事業が組めるかここで具体的に即答することはできませんけれど、西田議員からご指摘あったことは十分認識して今後の取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 1点だけお伺いしたいのですが、いつもこのような臨時特別給付金などの話が出てくるとよく聞かれることがあるのです。非課税世帯であっても、子供の扶養に入っている方、遠方でも近くにいる方でも、いずれにしてもそのような子供たちの税制上の扶養になっている方には今回もやはり支給されないのか、その確認をさせていただきたいのです。

○議長（松田謙吾君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） ただいまのご質問にお答えいたします。おっしゃるとおりご家族に扶養されている場合、世帯全員が課税者に扶養されている場合には対象外となります。非課税世帯に確認書を送付いたしますが、その確認書の中で誰の扶養、課税者の扶養になっていないと申告する欄がございます、そこにチェックをして出された場合は対象外ということで支給しないことになります。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） その確認書というのは独居の高齢の方、自分は分からないでチェックする方、自分はなぜもらえないのだろうという方がいるわけです。その税制上の扶養などの確認は、町としてただ申告のチェックだけで支給する、しないを判断されているのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） 町内の方に扶養されている場合には、システムで確認できます。町外の方に扶養されている場合は、扶養されている方が課税なのか非課税なのかを把握する手

段がないので、そこは申告に基づいてということになります。ただ、分からない方はチェックをしないで提出されますので、その際には電話等で確認をして、町外のお子さんに扶養されているということであれば、そちらの市町村に確認をしてございます。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 税制上の扶養というのは、私はすごく曖昧な気がするのです。近くで見ていると、「母さん、今回国からこのような臨時給付金が入るよ。町からは入らないけれども、悪いけれどこれで辛抱してくれよ。」などと、普段から生活の面倒を見ながらなおかつ気持ち的には出してあげようという思いがあるではないですか。でも、町外にいて何も分からないでいくと、町外にいるお子さんなどが、本当にぎりぎりの生活をしながら税制上の扶養の中である程度自分たちの生活と、お母さんたちの面倒をどこまで見られているのかは分からないけれど、まるっきりそれは税制上の扶養ということだけで、その独居の高齢者の方々は一切お金が入らないという、このような場面もあるわけです。私は今まで、それはすごく不条理だとずっとそのような思いがありました。いろいろな方の話を聞くのです。その辺の考え方をもう少し問題意識を持って、国に対しても言っていくべきではないかと思うのです。生活保護の人たちは今回ももらえるのですよね。これはすごく不条理だと思うのです。生活保護の方々はもらえるのなら、ある程度税制上の扶養をされている方にも。確定申告などでお子さんたちの所得もそれほど裕福ではない、何とかぎりぎりでやっている、このコロナ禍だから言うのです。燃料などいろいろなものを会社できちんと見てもらえていればいいのだけれど、なかなかそのようになっていないような。親族の扶養になっている方々というのは大変なのではないかと思うのでお聞きしたのです。そこのところをきちんとした認識の中で、誰から聞かれてもきちんと理由が言えるような町であってほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） おっしゃるとおり、私ども事務をしていてもそのような声が非常に多いです。白老に住まわれているお父さん、お母さんはご自分が扶養されていることも知らずに確認書を提出される場合もございます。お調べしたところ町外の息子さんの扶養となっていますので、これは支給できないですというご説明をしたら、残念そうな顔をして帰られる方もいらっしゃいます。お子さんのほうは扶養することで住民税と所得税を合わせると10万円以上の控除を受けている可能性もありますので、そこは大変申し訳ないのですがご家族でお話しされて扶養を遡って抜くこともできますのでということでご理解をいただいております。

国の制度でこのようになっていますので、現場としては心苦しい点もあるのですが、機会があれば国のほうへもこの旨はお話しさせていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 基本的なことについてお尋ねしたいのですが、1つは、今回のこの制度については極めて私は賛成する立場でございます。同時にコロナ禍と物価高がきちんと分かれて、国がそのような制度を行ったということも理解をしております。そのような中で、町独自で今の予算措置をしているとしたら周りの市町村との整合性などを考えるような機会や場はあるのかどうかということが1点です。

それから、このままいったら一体日本の国はどうかと思うのです。どのようなことかという、これは結果的には後の世代に税負担、今もらうものも全部国のお金ですから、これは後の世代に行くわけです。本当にそのようなことで日本の国が成り立っていくのかと思うのです。何を言いたいかというと、そのようなことが町村会や副町長のお集りのような中でこの給付金やいろいろな物価対策に対する考え方、各市町村の考え方は一致しているのか。そのようなことは極めて今後大きな影響を与えるだろうと思うのです。ですから、今いただけるのはとてもいいと思うのです。先ほどから貧困化の問題があります。まさに白老町も貧困化です。要保護・準要保護が1.3になったとこの間報告を聞いたのですが、その中でも27%以上は要保護・準要保護なのです。これは生産年齢人口です。まさに全体的な貧困化が進んでいる中で、今のような政策で行ったら日本の国はどのようなになるのかといったことなどが町村会や副町長のお集まりの中で議論にならないのですか。

そのような情報などをきちんとしながら、地方自治体がどのように動いていくかというのは国の形成のうえで最も大切な部分だと思うのです。ですから、そのような点でいえば、白老町と登別市、白老町と苫小牧市、隣接して通っている人がたくさんいるのです。そのような中で制度が全然違うという中身なのかどうか、私は全然分からないで聞いているのですが、そのような情報は全くやり取りしない中で決めているものなのか。この点をお尋ねしたいのです。

それともう1点、文化財保護費で北海道遺産のことなのですが、これはとても良かったと思っていますのですが、このことによる今後の生かし方と効果、与える影響、今後の取組、宣伝方法等々、もし現段階で考えていることがあれば答弁を願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 大淵議員から、1点目の今回の交付金活用の近隣市町との情報共有のご質問でございました。9月9日に今回コロナ交付金の追加があるという情報をキャッチしてすぐに、東胆振管内の市町にどのような形で活用するのかを確認させていただきました。その確認をしたからうちのまちがということではないのですが、周りの市町はどのようなことをやるのだろうと確認をさせていただいて、そのときには農業者への支援や、今回国の推奨メニューが提示されましたので、それに基づいた省エネ家電の支援を行うということを踏まえた中で、うちのまちとしてどのようにしたらいいだろうということでの考えでございます。さらにその後、今月中旬に管内の企画課長会議がありました。その中でも再度、情報共有で確認をして、近隣であまり足並みがそろわないと問題な部分もございますので、あくまでも情報をいただくという観点ではございますが、そのような情報共有をしているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 交付金の関係で企画財政課長から説明があったのですが、担当課のお話をさせていただきます。

この農業事業者についても管内の課長と直接電話とメール等でやり取りをして、どのようなことをやるかとお互いに情報交換を行っています。過去には観光分野や経済分野も含めて、隣の苫小牧市、登別市の状況などいろいろ聞きながら参考にさせてもらっている部分もございますので、お互いに情報交換は随時させていただいている状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） ただいま仙台藩白老元陣屋の北海道遺産の選定についてのご質問でございました。今回、北海道遺産に選定されまして、これを受けて仙台藩白老元陣屋資料館、陣屋跡につきましてはこれから北海道としての遺産、道民が将来に残していきたい北海道の宝物ということで選定されてございますので、これまでも白老町がしっかり発信して進めてきたこの遺産につきましては、北海道とともにこれからPRを展開していける大きな武器になると考えております。そのような中での影響としましても、これからも白老のみならず北海道遺産という知名度ももって、多くの人に知っていただけるような取組を進めていきたいと考えております。今後のPRの考えでございますが、今回の補正予算の中で、取り急ぎは懸垂幕を役場庁舎としらおい経済センターの壁面に、JRを利用されるお客様の目に触れるような形でPRしていきたいと。もう一つは仙台藩白老元陣屋資料館にも掲げながら、まずはPRをしていきたいと考えております。また、12月4日には今回の北海道遺産の選定を受けて識者を呼んでの選定記念の講演会を開きたいと考えております。今回北海道遺産に陣屋跡が選ばれたこととなりますので、北海道内各地に点在する陣屋の中でもリーダーシップをとって、道内各地の陣屋の方々を呼んだ陣屋サミットなどを今後企画検討してまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今回のコロナ対策、物価上昇に関わって、総合経済対策が閣議決定されたということが出ています。まさしくその財源というのは赤字国債発行という状況の中で、大渕議員がご心配されているような様々な国自体の負担というか、それをどうするかは問題視されておりますけれども、このようにして市町村については国から出るからそれを早く町民に届けたいと。ありがたいということでやっていきますが、ご指摘になったことについてもやはりそれだけでは済まないだろうという認識は町村会含めてあります。ですから、どのようにして人口減の中で持続可能なまちづくりをしていかなければならないか。先日、副町長会議があったのですが、そのような中で一つ一つお互いに考えなければいけないのは、この状況の中でさらにまちのポテンシャルをどのようにして発掘して磨きをかけていくか、その辺りをしっかりしていかなければ、単純に国から交付金が出るからそれで何とかしようということだけでは将来的には成り立たなくなってくることは、町長会議の中でもきっとそうですし、部会の中でもそのような認識は持っております。先ほども本町の世帯の実態が、非課税世帯が約半数いる中でどのようにして今後まちづくりを進めていくのか。それは十分考えていかなければならないことだと強く認識しております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大渕紀夫議員。

○8番（大渕紀夫君） 1点目については、整合性を取るための努力をされているということは十分理解できますし、何も横並びでやれと言っているのではなくて、白老町は白老町で独自の考え方があって当たり前なのだけれど、ただ、あまりにも差があったら困るから聞いただけの話です。

2点目の件なのですが、それでどうのこうのと言っているのではないのです。ただ、来たものがある意味仕事としてこなしていく部分と、やはり理事者は政治的な動きになるわけです。

これは現実的にそうなるわけです。その両方のトップに立つのが町の理事者ということになるわけです。そうしたときに、本当に白老町の将来を考えたら、なぜ白老町の財政がこのような状況になったかという、一つは交付税が減るのではないかと言われたのが減らなかった。それから税が、今までの議論の中であるように、多分この後減る方向にずっといくと思うのです。ふるさと納税もどこまでつながるか分からない。このような状況の中で本当にその後のことを考えた政策をどう打つかということと同時に、国にそのようなことをきちんと申し述べていくという姿勢が理事者としてないと私はだめだと思うので聞いているのです。ただそれだけのことなのです。そのようなことが町村会の中できちんと意思統一されて、国に意見具申ができるような組織にしていかなければ政治としては成り立っていかないのではないかと思いますので言っているだけの話なのです。その見解だけ聞かせてください。

北海道遺産については分かりました。ただ、私が思っているのは、言われたように他の陣屋との役割を含めてあるのと同時に、北海道遺産全体として考えたときに、他の遺産との差別化をどのように図るかということ。テーマをきちんと持って本当に北海道や全国に発信できるような、差別化を図れるようなものは白老の今回の指定がどのような役割を果たすのかを、特にアイヌ民族博物館との関係で、きちんと構築していくべきだろうと。そのような政策的な視点がなければ、ただ、北海道遺産に登録されてよかったと懸垂幕を懸けただけではだめだと思うので、そのようなことをきちんと議論して、文化財の関連の委員会もあるのでしょうかから、そのようなテーマを持ってきちんと発信することが大切だと思うのです。ですから72番目に指定されたのだけれど、北海道遺産の中でトップになるような考え方をやっていただきたいと思うのですが、その見解だけお聞きます。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 市町村として、国にどのような対応をしているのかということでございますが、今まで一般質問のときにもそのような話はありませんでしたが、介護保険の問題とか国民健康保険税については2万円上がるというようなニュースも出ましたが、後期高齢者医療費の問題を含めて町村会としても十分横の連携を図りながら、北海道、国レベルの段階まで上げております。

様々な市町村の内実をいかにしてこの11市町ある管内の中で情報共有を図り、問題意識を高めながらしていかなければならないということは、町長はもちろんです、私たち副町長会議も含めて充分その辺の対応は取っているつもりです。ただ11市町の温度差、それぞれの状況も異なりますから、全てが100%そうだとということにはならない部分があるのですが、皆さんやはり大きな問題として抱えているような、今言った幾つかの介護の問題などについては十分共通認識を図りながら、協力体制を組みながら、物申し上げると言いますか、そのような状

況はつくりだしておりますし、今後も十分そのようにやっていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） 今回の仙台藩白老元陣屋跡が北海道遺産に選定されたことで、北海道遺産の中での差別化、情報発信についてのご質問でございました。やはり教育委員会としましても、今回この北海道遺産に選ばれた74件につきましては、自然・歴史・文化・生活・産業など有形無形を問わずいろいろなジャンルの中で、仙台藩白老元陣屋跡が選ばれたということでございます。74件の中で仙台藩白老元陣屋跡が一番を取るのだという気概を持ってしっかりと発信の在り方を考えていきたいと思います。とにかく道内各地に陣屋が点在する中で、ウポポイとの関連施設という位置づけでこれからどのように関連をさらに強化していくべきかということに関しては、冒頭の町長の行政報告にもありましたとおり、アイヌ民族と和人の歴史の中でできた仙台藩白老元陣屋跡でございますから、それをしっかり情報発信していくように考えていきたいと思います。今年度につきましては、令和2年度に策定しました陣屋の保存活用計画に基づき、これからの整備にあたっての基本計画を今年度から策定してございますので、これからの情報発信の在り方についてもしっかりと議論してまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 臨時交付金の関係で産業支援、農業、漁業ありますが、今回私は大変評価するものであります。漁業でいくと、個に応じて変えてきた、農業も変えました。これは今回の交付金の中で個の考え方を取り入れたことは、新年度予算等にも関わってくる。すなわち、現場・現実をしっかりと把握するということに一步も二歩も踏み込まれたということで、大変評価するもので、こちらを申し述べておきます。

それから、今回、高齢者・障がい者生活支援給付金、子育て世帯への給付金の関係ですが、私が再度確認したいところは、公平と公正。公平というのは、町民の方々皆さん全員に1万円を配ります。というようなこと。公正は何かというと、強い方々にはしなくても、弱い方々に対して支援しますということでしょうか。今回、この補正に係る交付金の考え方は物価高騰です。これは収入が多い世帯があり低い世帯もあれば、ここは一律に皆さんに1万円ということではなくて、弱いところに支援するというところで、私が再確認したいのは、町全体を見渡した中で、高齢者・障がい者、それから子育て世帯、ここを支援しなければならないという町の思いがあって支援したのかということです。ここを確認したいです。

子育て世帯の関係においても、限られた財源、今回は財政調整基金を崩しながら展開しておりますから、まちとしての思いは評価するものであります。全員に配れるような予算配分ではなかったのでここに行き着いたということは、私は事業としては評価するものであります。ただ、公平と公正という部分の思いが町として町民の皆さんへの発信が弱いと思いました。私が再度確認させていただきたいのは、公平と公正、今回の補正については公正を主体とした展開であるという町のお考え、そしてこれは新年度予算に係る部分はまたこれとは違って、公平なる展開を図ればいいわけですので、その辺の町の考えを再度確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 貳又議員からコロナ交付金全般のご質問でございます。公平・

公正というお話でございますが、この生活支援のコロナ交付金、4月と今回、国から配分されているということで、前のときにもお話をさせていただいたかと思うのですが、やはり生活支援となると事業者の方も高齢者・障がいの方も、子育ての方も現役世代の方も、町として何ができるのだろうと、第一弾として一人当たり5,000円の商品券を配付させていただきました。次に第二弾ということで、何ができるだろうと。実は生活応援商品券を配付させていただいたときにアンケートを一緒に取らせていただきました。そのアンケートでは、もう1回商品券をやってくれという声が結構多かったのです。私たちももう1回という考えも持ったのですが、そこは予算の関係もありまして、どうしたらよいだろうということで貳又議員がご指摘になった公正ということで、やはり子育て世帯、そして高齢者・障がい者を重点的にやらせていただくことと、さらには国の推奨メニューにもあったとおり、農業・漁業・林業の事業者を重点的に今回はやらせていただこうと交付金の事業を提案させていただいたところでございます。

今後の新年度の展開というご質問もございましたが、この部分についてはこれですぐに物価高騰が収まることは考えにくい、来年度も引き続きこの状況が続く可能性がありますので、そこは国の交付金を活用して町としても精一杯町民の皆さんの支援を心がけていきたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 理事者から一言いただければと思います。お願いします。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 企画財政課長と重複する部分もございますけれども、町としましては、やはり今急場をしのぐにはまずどうすればいいのか。それから、どこに視点を当てた給付といたしますか支援がいいのか。内部では様々な議論をしました。今ご指摘があったように、公平に、そして公正にということは私たちもしっかりと認識を強く持ちながら、この給付事業については考えていかなければならないと、その認識に立っての今回の在り方となっております。

まずは年末年始を迎えるに当たって、弱者と申しますか、そのようなところに一定限の支援をするべきではないか。それから一次産業の部分での困り感というのは重々伝わってきておりますので、そこに支援をしようではないかと考えました。今後、ご指摘があったように町民全体への支援については、公平な観点から検討をしてみたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第8号）、原案のとおり決定することに賛

成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の
変更について）

○議長（松田謙吾君） 日程第6、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更について）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月27日提出。白老町長。

記、(2)、議会の議決を経た工事請負契約について、当該議決に係る契約金額がその100分の10を超えない範囲（当該金額が500万円を超える場合にあっては、500万円以内）で変更すること。

次のページ、報1-2をお開きください。専決処分書です。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和4年9月20日専決。白老町長。

記、1、工事名、萩野小学校大規模改修（建築主体）Ⅱ期工事（外部第1工区）。

2、現請負金額、1億1,165万円。

3、新請負金額、1億1,459万8,000円（294万8,000円の増）。

4、概要、本工事における鋼製建具の改修については、一部補修のうえ塗装更新とする工事計画としていたが、内部への浸水による腐食が著しく、補修による機能回復が困難となり、撤去新設とする改修方法に変更する必要が生じたため、増額変更するものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定に
ついて）

○議長（松田謙吾君） 日程第7、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決

定について)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

古侯副町長。

○副町長(古侯博之君) 報2-1をお開きください。報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月27日提出。白老町長。

記については朗読を省略させていただきます。

報2-2、専決処分書です。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和4年10月3日専決。白老町長。

1、損害賠償の額、11万121円。

2、損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

続きまして、報2-3、事故の発生状況についてでございます。

1、日時、令和4年9月14日水曜日、午前10時30分頃。

2、場所、白老町大町1丁目1番1号、白老町役場駐車場。

3、当事者は、(甲)、(乙)、記載のとおりでございます。

4、状況、令和4年9月14日水曜日、午前10時30分頃、白老町役場駐車場において、(甲)が草刈り作業中、草刈り機からの飛び石が駐車場西側に駐車していた(乙)車両に衝突し、車両後部が破損したものであります。

5、損害の程度、(乙)車両、リヤガラスの破損。

6、損害賠償額、本件は、(甲)が草刈り作業をする際、安全確認を怠ったこと等により発生した事故であるため、(乙)車両の修理費等11万121円(全額)を(乙)に対し支払うことで示談とする。なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものであります。

続きまして、事故発生状況の図面を付けております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(松田謙吾君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長(松田謙吾君) 日程第8、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、東京白老会が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。

明日11月1日から明年1月5日までの間は、休会となっておりますのでご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前11時35分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 吉 谷 一 孝

署 名 議 員 小 西 秀 延

署 名 議 員 及 川 保